

## 再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長殿

郵便番号 761-0195  
住 所 かがわけんたかまつしかすがちょう香川県高松市春日町1735番地3  
氏 名 かぶしきがいはえすていねっと株式会社STNet  
代表取締役社長 こが よしたか古賀 良隆  
電話番号 087-887-2402  
FAX番号 087-887-2451  
電子メールアドレス

(担当 : )

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 別紙

会社名	かぶしきがいしゃえすていねっと 株式会社STNet
氏名	代表取締役社長 <small>こが よしたか</small> 古賀 良隆
住所	761-0195 <small>かがわけんたかまつしかすがちよう</small> 香川県高松市春日町1735番地3
連絡先	連絡担当者氏名：  電話： FAX： e-mail：

意見番号	No. 8
意見提出者	株式会社エム. ビー. エス、株式会社沖縄テレメッセージ、 関西ブロードバンド株式会社、株式会社コアラ、 彩ネット株式会社、株式会社サイプレス、 株式会社長野県協同電算、株式会社新潟通信サービス、 株式会社マイメディア
提出された 意見内容 (該当箇所)	P. 3～4 接続ルール答申から3年経過し、光サービス市場におけるNTT東・西殿の独占がさらに高まったことを勘案すると、光ファイバの接続料水準をADSL並みにすること、および接続条件をNTT東西殿と他事業者で同一にすることは不可欠です。そのためには、接続ルール答申で先送りされた1回線単位の貸し出し、さらにはOSU共用が必要です。
上記の意見内容 に対する再意見	「光ファイバの接続料水準をADSL並にするためには、1回線単位の貸し出し、更にはOSU共用が必要です」という趣旨に対して反対します。 今回NTT東西殿が申請した接続料(8分岐単位のシェアアクセス方式(従来方式))は接続事業者が1芯当り2～3契約を獲得すれば実質的にADSL並みの料金を実現できる水準です。(この点については第1回の意見募集において株式会社ジュピターテレコム殿(以下、「J:COM殿」という。)が数表を用いて指摘されているとおりです。詳しくはJ:COM殿の意見書2(1)①、②をご参照ください。) したがって、接続料水準を理由にしてOSU共用を制度化する必然性は無いと考えます。 また、光ファイバ設備の中核装置の一つであるOSUを共用する方式は、多くの事業者が参入している設備面での公正な競争やサービス競争を歪める結果を招くことにもなりますので、NTT東西殿を含めたOSU共用及びそれによる分岐端末回線単位の接続料設定に強く反対いたします。

意見番号	No. 13
意見提出者	株式会社オプティキャスト
提出された 意見内容 (該当箇所)	<p>P. 1</p> <p>今回の申請は、これまでどおり 1 芯単位の接続となっているため、弊社のサービス提供上の問題は生じないと考えているが、仮に分岐単位接続料を設定し、光ファイバを複数事業者で共用することを強制するような制度変更があれば、以下のような問題が生じ、弊社の「オプティキャスト施設利用サービス」、「スカパー！光」のサービス品質低下及びコストアップを招く恐れがある。</p> <p>このことにより、サービス料金の値上げを招くこともあり、既加入契約者(受信者)にも多大な迷惑をかけることに成りかねない。</p> <p>こうした問題が解消しない限り、分岐単位接続料を設定し、光ファイバの共用を義務付ける制度変更には、反対である。</p> <p><b>【問題点】</b></p> <p>①～③省略</p> <p>④今後の弊社の放送サービスを提供するに際し、複数事業者での共用が強制されていると、各事業者の個別の要望を答える為に、必要以上のアクセスライン設備の増設、改修等に対応せざるおえない可能性がでてくる。</p> <p>また、弊社が新サービスを提供する場合に、光ファイバ設備を共用する全ての事業者毎に対応せざるを得なくなり、新サービスの提供が遅れる可能性が大きい。また、場合によっては一部の通信事業者からの反対により新サービスを断念せざるを得ない局面に立たされる可能性が生じる。</p>
上記の意見内容 に対する再意見	<p>「分岐単位接続料を設定し、光ファイバの共用を義務付ける制度変更には反対である。」という意見に賛同します。</p> <p>すなわちオプティキャスト殿が、実際に光ファイバを使って「オプティキャスト施設利用サービス」及び「スカパー！光」を提供されておられる事業者として、「分岐単位接続料」を設定すると(以下「一分岐貸し」という。)、同社の事業にサービス品質低下とコストアップを招くことを具体的に例をあげて示されていることは、「一分岐貸し」に関する議論に重要な視点を提示していると考えます。</p> <p>OSUの共用が義務付けられると、インターネット接続サービスだけでなく映像配信を含む多様なサービスを提供している事業者が新しいサービスを提供しようとする際、OSUを共用する全ての事業者の同意のもとに設備改修が必要になりうること、また、その中で反対する事業者があれば、サービス提供できなくなる可能性も想定されることなどから、新サービス開発を阻害する恐れがあります。</p> <p>以上の理由から、弊社はオプティキャスト殿に賛同し、光ファイバ共用は義務付けられるべきではないと考えます。</p>

意見番号	No. 14
意見提出者	ジェイコムグループ代表 株式会社ジュピターテレコム
提出された意見内容 (該当箇所)	<p>2.「分岐単位接続料」の設定について</p> <p>今回の申請になかった「分岐単位接続料」設定につきましては、過去に議論された課題を含め十分な検討が必要であり、現段階の導入については時期尚早と考えます。</p> <p>まずは、現行の競争状況および今回申請された光ファイバ接続料での競争状況を十分に分析・評価した上で導入の要否を検討する必要があり、その結果、仮に導入すべきとの結論となった場合においても、これまでの議論で課題として残っている、サービス品質・運用面の確保等に係るコストの分析・評価、それに基づく算定方法の検討等を行うことが必要です。</p> <p>(1)現状の競争状況および今回の申請接続料による競争状況の分析・評価</p> <p>①現状の競争状況について(添付1)</p> <p>②今回の申請接続料による競争状況について(添付2)</p>
上記の意見内容 に対する再意見	<p>「過去に議論された課題を含め十分な検討が必要」との意見に賛同します。</p> <p>とりわけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(1)①現状の競争状況について」(添付1)において、ジュピターテレコム殿を含む複数の事業者が既にADSLと遜色ない料金を実現していること</li> <li>・「(1)②今回の申請接続料による競争状況について」(添付2)において、今回申請された8分岐単位のシェアドアクセス方式(従来方式)でも、それを利用する接続事業者が1芯あたり2~3契約(現在のNTT東西の実績並み)を獲得すれば実質的にADSL並みの料金(契約あたり)を実現できること</li> </ul> <p>について、数表やグラフで明瞭に示されています。</p> <p>こうした論点は分岐単位接続料の設定を求める事業者の最終的な目的が、ADSL並み料金の実現であることを踏まえると、重要な論点であると考えます。</p>

意見番号	No. 16
意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
提出された 意見内容 (該当箇所)	<p>【総論】</p> <p>【各論】1. 分岐端末回線単位での接続料の設定</p> <p>(1) 分岐端末回線単位での接続料設定の必要性</p> <p>従って、FTTH 市場においても、NTT 東西殿の利用部門と接続事業者との間の 1 ユーザ当たりコスト(接続料水準)が同等となるよう、分岐端末回線単位の接続料設定を早期に導入することが必須であると考えます。</p>
上記の意見内容 に対する再意見	<p>ソフトバンク BB 株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿(以下、「SBグループ」といいます。)が提出されている今回の意見書の全体を通じた枠組みは、「NTT東西殿と接続事業者」間の競争だけを念頭におかれており、競争環境のもう一面である設備競争事業者の観点、ひいては設備競争の枠組みが欠落しているものと思われまます。</p> <p>加入光ファイバ接続料に係る競争状況は、3 年前の分岐単位接続料が議論された時と大きく異なり、光ファイバ等の設備を自ら敷設して超高速ブロードバンドサービスを提供しているKDDI殿、CATV事業者殿、電力系事業者など(以下、「設備競争事業者」といいます。)が日本全国でNTT東西殿と設備競争をベースにした競争環境を築いている状況となっています。</p> <p>こうした設備競争事業者は、ユーザ料金の低廉化のみならず、新しい技術開発による1Gbpsや250Mbpsなどの超高速サービスやOAB-J IP光電話等の多様なサービスをNTT東西殿に先駆けて提供することで、サービス競争においても大きく貢献してきた実績があります。</p> <p>このように設備面における競争がサービス競争の基礎となっている事実や、設備競争事業者が設備投資のリスクを負いつつ事業を継続、拡大し、既に数多くのユーザを獲得している事実から目をそらし、接続料金の低廉化のみがあたかもサービス競争を活性化させる唯一の要素であるかのような議論は「設備とサービス両面での競争を通じてサービスの高度化、多様化と料金の低廉化を促す」ことを旨とした「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」における競争政策の基本的な在り方にそぐわないものです。</p> <p>また、仮に「接続事業者の参入促進」のみの観点に立って、現実の設備利用状況に基づかない安価な接続料が恣意的に設定されることになったとすれば、NTT東西殿と接続事業者間の適正なコスト負担が行われないだけでなく、自社設備の利用実態に基づき経済合理的なユーザ料金を設定している設備競争事業者を不公正な競争環境に置き、最終的には設備競争そのものが失われてしまい、ひいてはサービスの画一化、新技術開発の停滞を通じて、ブロードバンドサービスの発展、普及を阻害してしまうことにつながりかねません。</p> <p>以上のとおりSBグループが提出している分岐端末回線単位の接続料設定には反対します。</p>

意見番号	No. 16
意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
提出された 意見内容 (該当箇所)	<p>【各論】1. 分岐端末回線単位での接続料の設定</p> <p>(2) OSU 共用の課題</p> <p>分岐端末回線単位での接続における OSU 共用については、NGN 接続ルール答申において、主に技術面、運用面、新サービス提供、投資リスクに関する課題が挙げられていましたが、弊社共では、それら課題は以下のとおり全て解決可能であると考えます。</p> <p>①技術面 省略 ②運用面 省略 ③新サービス提供 省略 ④投資リスク 省略</p> <p>上記(1)、(2)のとおり、FTTH 市場の競争を活性化させ、消費者利便の向上を図るためにも、分岐端末回線単位での接続料設定が必要と考えます。従って、本申請をそのまま認可することなく、NTT 東西殿に分岐端末回線単位での接続料設定を前提にした再申請を促すべきと考えます</p>
上記の意見内容 に対する再意見	<p>「NTT 東西殿に分岐端末回線単位での接続料設定を前提にした再申請を促すべき」とのご意見に反対します。</p> <p>SBグループのご意見は「OSU共用は技術面、運用面などで可能であるから、共用するために必要となる分岐単位接続料を設定すべきである」との主旨と理解しています。</p> <p>しかしながら、そもそもOSU共用は、分岐単位の接続料が設定されるまでもなく、現在のNTT東西殿が用意されている制度においても、共用を希望する接続事業者が共同で1芯単位の光ファイバを借りて、共同でOSUを設置することは可能です。</p> <p>OSU共用の課題は、主に共用を希望しない事業者に対して共用を強制するところから発生しています。例えば、OSUを共用している状況で未知の障害や技術的課題が生じた場合、共用を希望していない事業者に対してその対応のための負担を強いることは、ひいてはその事業者のサービスを利用するユーザに不利益を転嫁することにつながるなどの問題があります。</p> <p>こうしたことから、コストを下げるために「共用」という仕組みが必要なのであれば、まずは現行の制度の下で、共用を希望する事業者間で1芯を共用し、光ファイバ設備を自ら構築する(弊社を含む)事業者と同様に、ユーザが加入していない分岐端末回線のコストを負担した上で、自身の営業努力によりユーザを獲得することをもって1ユーザあたりのコストを低減するべきであると考えます。</p>

意見番号	No. 17
意見提出者	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
提出された意見内容 (該当箇所)	<p>1. 加入光ファイバの接続料について</p> <p>①『加入光ファイバ接続料の低廉化』</p> <p>現 PSTN・ADSL 利用者が、光アクセスを選択しやすい環境に整備することが重要であると考えており、早期に PSTN と同等の料金水準を設定する必要があります。</p> <p>分岐単位での接続料金の設定は、有効な料金低廉化のための手法であり、利用者利便性の向上にも繋がると考えます。</p>
上記の意見内容 に対する再意見	<p>「光ファイバの接続料水準をPSTN・ADSL並にするためには、分岐単位の貸し出し、更にはOSU共用が必要です」という趣旨に対して反対します。</p> <p>今回NTT東西殿が申請した接続料(8 分岐単位のシェアアクセス方式(従来方式))は接続事業者が1 芯当り2~3 契約を獲得すれば実質的にADSL並みの料金を実現できる水準です。(この点については第 1 回の意見募集において株式会社ジュピターテレコム殿(以下、「J:COM殿」という。)が数表を用いて指摘されているとおりです。詳しくはJ:COM殿の意見書2(1)①、②をご参照ください。)</p> <p>したがって、接続料水準を理由にしてOSU共用を制度化する必然性は無いと考えます。</p> <p>また、光ファイバ設備の中核装置の一つであるOSUを共用することは、多くの事業者が参入している設備面での公正な競争やサービス競争を歪める結果を招くことにもなりますので、NTT東西殿を含めたOSU共用及びそれによる分岐端末回線単位の接続料設定に強く反対いたします。</p>

意見番号	No. 22
意見提出者	KDDI 株式会社
提出された意見内容 (該当箇所)	<p>1. 加入光ファイバの接続料の在り方について</p> <p>2) 当社の「ギガ得プラン」</p> <p>そのため、現在に至るまで、当社では、1分岐単位の接続料が設定されなくとも、自ら投資リスクを負うことを覚悟した上で、自前光ファイバやNTT東・西の光ファイバを8分岐単位で利用し、自社専用のOSUを設置することにより提供が可能となった「ギガ得プラン」サービスにより、多くのお客様に対して、NTT東・西の光サービスよりも高速で安いサービスを提供し、これまで営業努力を続けてまいりました。</p> <p>4) 1分岐単位接続料の課題</p> <p>② 当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきました。OSU専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。</p> <p>5) 「光の道」実現に向けて</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>その推進のためには、各社が自由に創意工夫することにより多様なサービスを実現してきている現在の設備競争の促進が重要です。接続料水準は、設備競争とサービス競争のバランスをとるうえで、重要なファクターであることに留意し、これまでの競争の成果を無にし、時代を逆行させることにならないようにすべきです。当社を含む多くの事業者がリスクを負って続けてきた設備ベースでの競争の成果を更に進展させ、競争を通じたサービスの進化や多様化を促進することが、「光の道」実現には必要と考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>KDDI殿は、3年前の現行接続料の設定以降、現在の制度の下でNTT東西殿から一芯(8分岐)単位で光ファイバーを借用するなどにより「ギガ得プラン」サービスを開始し、地道な経営努力の積み重ねによって、設備利用率を向上させて一芯(8分岐)単位の利用でも収支を成り立たせることが可能であると、現実の事業の中で立証されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こうした実績の上に立ち、かつ自ら敷設・所有する光ファイバーを運営する事業者として一分岐単位の接続料導入に反対されていること、</li> <li>・各社が自由に創意工夫することにより多様なサービスを実現している現在の設備競争の更なる促進が重要であるという観点からも、こうしたことに逆行するような一分岐単位の接続料の設定に反対されている</li> </ul> <p>ことは、いずれも一分岐単位の接続料を設定することの是非を判断するにあたり、実績に基づいた説得力を持つご意見であり、当社も深く賛同するところです。</p>

以上